

転換期を迎える成年後見制度

—成年後見制度利用促進法は公的後見制度実現への転換点となるか—

○ 関西大学大学院 氏名 松下 啓子 (7745)

黒田 研二 (関西大学・2797)

キーワード3つ：成年後見制度利用促進法 市民後見人 公的後見制度

1. 研究目的

2000年に成年後見制度が制定されて以来、徐々に利用者は増加し、判断能力の不十分な人々に対して一定の権利擁護の役割を果たしてきた。しかし、認知症高齢者約462万人、知的障害者約74万人、精神障害者約320万人の数に比して2014年の成年後見制度の利用者数は184,670件(2.15%)と未だ低調である。この状況から2016年4月成年後見制度の利用の促進に関する法律案が国会に提出され可決成立した。(成年後見制度利用促進法)この法律は成年後見制度の利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的としている。さらに利用促進のみならず、今後の成年後見制度の方向を決定する重要な役割を持っていると言える。現在の成年後見制度の中でまず議論されるべきテーマは「代行決定から自己決定・意思決定支援への転換」と「公的後見制度の実現」の2つであろう。そのうち本稿では公的後見制度に焦点を当てて論じることとする。現在の成年後見制度では身寄りなく支援者もなく資産がない場合、申立そのものが困難であり、またなかなか後見人も見つからず、制度利用に結びつかないケースが存在する。最も社会的弱者が成年後見制度を利用できるようにするには国または市町村が責任を持つ公的後見制度の実現が不可欠である。本研究は、先行研究を基に成年後見制度利用促進法の具体的施策の方向を提案し、公的後見制度の実現について考察を行うものである。

2. 研究の視点および方法

(1) 研究の視点 判断能力の不十分な人々は自ら後見制度を利用することが困難である。それらの人々の権利擁護を考えると、現状では平等であるとは言えない。どのような社会的弱者であっても権利が擁護される社会を目指すという視点に立ち研究を行った。

(2) 研究の方法 本研究は文献研究により行った。先行研究および、裁判所から公開されている成年後見関係事件の概況および関連資料を基に考察を行った。

3. 倫理的配慮

日本社会福祉学会の研究倫理指針を遵守し、研究を行う。文献研究であるため、引用を明確にするよう努めた。

4. 研究結果

これまで多くの先行研究において成年後見制度の問題点が指摘されてきた。問題点を整理すると市長申立件数の地域格差、後見人報酬等の費用負担、成年後見人不足の3つが挙げられる。これらは裁判所の公開資料からも読み取ることができる。現在、これらの問題に対する施策として市民後

見人の養成が推進されているところである。一方、公的後見制度についての先行研究は極めて少ない。公的後見制度についての明確な定義はまだないが上山は狭義の公的後見と広義の公的後見の2つの考え方を提示している。国もしくは市町村等の地方自治体が後見人に就任する制度を狭義の公的後見と呼び、市町村等の行政組織が後見人候補者や後見人の活動支援といった、いわば側面的な運用支援を担うというスタイルを広義の公的後見と呼んでいる。(本稿の定義はこれによるものとする。)その上で2011年(平成23年)に改正された老人福祉法32条の2(後見等に係る体制の整備等)および市民後見推進事業に注目し、広義の公的後見スキームの萌芽と位置付けられる仕組みと評価している。また、菅は「国家は全責任を押し付け、効率よく管理できる後見人を作り出そうとはならない・・・中略・・・家族も、専門家も含めた、広い意味での「市民」による自発的な支援行為を、国家が様々な手法によって下支えするという発想こそが成年後見制度の成功／不成功の鍵を握っていると考える。」と述べている。

5. 考察

成年後見制度は当初より費用負担や後見人の人材については具体的な制度設計がないまま現在に至っている。上山によれば家族後見人が費用を負担できない利用者の需要を吸収し、プロボノ型後見人ⁱⁱが公後見人を肩代わりしてきたと述べている。それが限界に近づいてきたため、市民後見人の養成という方向に進み始めたのである。増大する認知症高齢者の後見人の人材を広く確保するために市民後見人を養成することは必要であるが、費用負担や後見人の人材について原点に立ち戻って制度設計をしなければ、市民後見人を養成するだけで問題の本質が解決するわけではない。また、市民後見人も家族後見人も専門職後見人も職務は同じであり、法律上、後見報酬の申立は排除されていない。市民後見人に過度の期待を持つのは適切ではないⁱⁱⁱ。ここで成年後見制度利用促進法から公的後見制度へ発展させる可能性を探ってみる。狭義の公的後見については行政組織の事務量の増大や被後見人との間の利益相反など実現困難な要素が多い。成年後見制度利用促進法には成年後見等実施機関の育成と仕組みの整備が規定されており、これを広義の後見人の活動を支える公的後見機関と位置付けることが現実的であろう。市民後見人や家族後見人、専門職後見人の区別なく、支援をしていくことができる機関を育成していくことが重要と言える。

参考文献

- 上山 泰 日本における公的成年後見制度の導入について 大原社会問題研究所雑誌 NO.641/2012.3
 菅 富美枝 イギリスの成年後見制度に見る市民社会の構想 『経済志林』78 巻3 号(法政大学経済学部学会、2011年) P341～375 この論文は『イギリス成年後見制度にみる自律支援の法理—ベスト・インタレストを追求する社会へ』(ミネルヴァ書房、2010年)第7章「成年後見制度の新たなブランド・デザインに向けて—支援をめぐる家族、市民、社会、国家の役割—」に加筆・修正したものである。

ⁱ 認知症高齢者数は認知症施策の現状厚生労働省平成26年12月19日による。障害者数は平成26年度版障害者白書による。成年後見制度の利用者数は裁判所公開資料成年後見関係事件の概況平成26年1月～12月による。これらの数値を基に利用率を算出した。なお、成年後見制度の利用者とは現に成年後見人等に支援を受けている被成年後見人等および現に任意後見契約が効力を生じている本人をいう。

ⁱⁱ 本来、有償であるべき専門職後見人について、無償の公益的奉仕として機能している後見人を指す。

ⁱⁱⁱ 市民後見人の報酬については法律で排除されていないが、地域により考え方が異なる。大阪市や大阪府では無報酬としている。